

岩沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岩沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 4 項中「研修を修了した者」の次に「（職員の研修計画を定めた上で、放課
後児童支援員としての業務に従事することになってから 2 年以内に研修を修了することを
予定している者を含む。）」を加える。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。